○加西市空き店舗活用補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内の空き店舗を活用して事業を開始する事業者に対して、当該事業を開始するに当たり要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、空き店舗の利活用を促進し、地域全体の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　空き店舗　事業が行われていない状態が現に継続している店舗又はオフィス（以下「店舗等」という。）をいう。

（２）　新規店舗　空き店舗を賃借して新たに開設した店舗等をいう。

（３）　従業員　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第４条第１項に規定する被保険者として事業者に雇用されている常用雇用者のうち、１週間の所定労働時間が30時間以上の者をいう。

（４）　新規従業員　従業員のうち、新規店舗等において就労させるために新たに雇用された者をいう。

（５）　中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する事業者（個人事業者を含む。）をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する企業を除く。

ア　発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上を中小企業基本法第２条第１項の規定により国の施策の対象とされる中小企業者以外の会社（以下「大企業」という。）が単独で所有している中小企業者

イ　発行済株式の総数又は出資価額の総額の３分の２以上を、複数の大企業が所有している中小企業者

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている事業者とする。

（１）　日本標準産業分類（令和５年総務省告示第256号）に定める業種のうち別表第１に掲げる業種を営む中小企業者であること。

（２）　市内で空き店舗を賃借して新たに事業を営む事業者であること。ただし、市内で既に営業している店舗等から新規店舗へ移転する事業者は除く。

（３）　営業計画期間が２年以上であること。

（４）　１週間当たりの営業日が５日以上であること。

（５）　商工会議所、商店街組合等の商工団体の会員であること又は入会すること。

（６）　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）その他の法令を遵守すること。

（７）　市税等を滞納していないこと。

（８）　国や県等から同様の事由による補助金等を受けていないこと。

（９）　空き店舗等の所有者と３親等以内の親族又は生計を一にする者でないこと。

（１０）　加西市暴力団排除条例（平成２４年加西市条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

（補助金の交付額）

第４条　補助の対象となる経費、補助率及び補助金の額は別表第２で定めるとおりとし、交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（交付事前申込み及び受理決定）

第５条　補助金の交付を受けようとする事業者は、空き店舗の賃貸借契約締結前に加西市空き店舗活用補助金交付事前申込書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときは、この限りではない。

（１）　事業計画書

（２）　収支予算書

（３）　新規店舗の賃借料が分かる書類の写し

（４）　付近の見取図

（５）　建物の平面図

（６）　空き店舗の改装に係る経費がある場合には、次に掲げる書類

ア　工事請負見積金額が分かる書類の写し

イ　建築設計が分かる書類の写し（前号を兼ねることができる。）

ウ　改装前の写真

（７）　加西市に住民登録している新規従業員の労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第１０７条第１項に規定する労働者名簿（以下単に「労働者名簿」という。）

（８）　都市計画法、建築基準法その他の法令による許可、確認等が必要なものについては、許可書等の写し

（９）　申請者が個人の場合は住民票及び履歴書、法人の場合は会社要覧・事業要覧、直近の決算書、定款及び法人全部事項証明書又はその写し

（１０）　中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第31条第１項の規定に基づき、国が認定した認定経営革新等支援機関のうち市長が認めた機関による事業計画及び収支予算の策定支援を受けたことが確認できる書類

（１１）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、その結果について、交付事前申込みをした事業者（以下「交付事前申込事業者」という。）に対して加西市空き店舗活用補助金交付事前申込受理決定通知書により通知するものとする。

（事業計画の内容変更及び中止）

第６条　前条の規定により受理決定を受けた交付事前申込事業者は、補助金の交付申請をするまでの間に、当該決定に係る内容を変更又は中止しようとするときは、加西市空き店舗活用事業計画変更等承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　変更事業計画書

（２）　変更収支予算書

（３）　前条第１項第３号から第８号のうち変更があった書類

（４）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定により変更又は中止の申請があったときは、その内容を審査し、その結果について、交付事前申込事業者に対して加西市空き店舗活用事業計画変更等承認通知書により通知するものとする。

（交付申請及び決定）

第７条　交付事前申込事業者は、新規店舗の営業開始日から起算して１年を経過した日から６０日を経過した日又は営業開始日から起算して１年を経過した日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに、加西市空き店舗活用補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときは、この限りではない。

（１）　事業実績書

（２）　収支決算書

（３）　新規店舗の賃借料の領収書又は支払を証明する書類の写し

（４）　空き店舗の改装に係る経費がある場合には、次に掲げる書類

ア　改装費の領収書又は支払を証明する書類の写し

イ　改装後の完成写真

（５）　営業開始日から１年間の営業上の収支状況が分かる書類の写し

（６）　新規従業員の雇用に係る経費の補助金の申請を行う場合には、次に掲げる書類

ア　新規従業員の労働者名簿

イ　１年以上の継続雇用を証する書類

（７）　直近の市税等の滞納がないことが確認できる書類（申請者が法人の場合は、その代表者を含む。）

（８）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対して加西市空き店舗活用補助金交付決定通知書により通知するものとする。

（補助金の請求）

第８条　前条の通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、加西市空き店舗活用補助金請求書により、市長に補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第９条　市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第１０条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき。

（２）　交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。

（３）　新規店舗で営業を開始した日から起算して２年以内に継続的な使用を休止し、若しくは廃止し、又は補助金の交付の対象となった事業以外の用途に供したとき。

（４）　その他市長が不適当と認めるとき。

２　市長は、交付決定を取り消したときは、補助事業者に対して加西市空き店舗活用補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

（補助金の返還）

第１１条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、加西市空き店舗活用補助金返還命令書により、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大分類 | 中分類 | 備考 |
| Ｇ　情報通信業 | 中分類37～41 | 次に定める事業所は補助対象外とする。１　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に定める業種を営む者（ただし、同条第1項第1号から第3号に定める業種を除く。）２　社会通念上公序良俗に反する営業、宗教活動又は政治活動を主たる目的とする営業、その他市長が適当でないと認める営業を行う者３　小分類における管理、補助的経済活動を行う事業所 |
| Ｉ　卸売業、小売業 | 中分類56～60 |
| Ｊ　金融業、保険業 | 中分類67 |
| Ｋ　不動産業、物品賃貸業 | 中分類68～70 |
| Ｌ　学術研究、専門・技術サービス業 | 中分類71～74 |
| Ｍ　宿泊業、飲食サービス業 | 中分類75～77 |
| Ｎ　生活関連サービス業、娯楽業 | 中分類78～80 |
| Ｏ　教育、学習支援業 | 中分類81～82 |
| Ｐ　医療、福祉 | 中分類83～85 |
| Ｒ　サービス業（他に分類されないもの） | 中分類91,92,95 |

別表第２（第４条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象経費 | 内容 | 補助率 | 限度額 | 補助要件 |
| 新規店舗の賃借に係る経費 | 建物に係る賃借料（敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用を除く。） | ２分の１以内 | 月額５万円 | 営業開始日の属する月の翌月から１年間。空き店舗の改装に係る経費と合計した補助額を160万円以下とする。 |
| 空き店舗の改装に係る経費 | ・当該空き店舗の改装及び設備に係る経費（事業に必要な範囲内のものに限る。）・設計が必要な場合はその経費 | ２分の１以内 | 150万円 | 市内に主たる事業所を有する者に工事を請け負わせる場合に限る。新規店舗の賃借に係る経費と合計した補助額を160万円以下とする。 |
| 新規従業員の雇用に係る経費 | 加西市に住民登録している新規従業員を新設店舗の営業開始日から起算して、１年を経過する日までの間において継続して雇用した場合に要する経費 | １人あたり10万円 | 50万円 |  |

※　補助対象経費のうち、店舗兼用住宅である場合の店舗等に係る賃借料は、店舗部分及び住宅部分の面積に応じて賃借料を案分して算出するものとする。